

文教委員会報告資料

令和4年6月30日

報告事項件名	頁
(教育指導部)	
(1) 「足立区教育振興ビジョン」の修正について……………	2
(2) 中1夏季勉強合宿の実施について……………	3
(3) キャリア教育施設の利用料助成について……………	4
(4) 小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の作成について……………	5
(5) 令和4年度デジタル教科書の導入について……………	6
(6) 令和4年度足立区立中学校の抗原検査について……………	11
(7) 令和3年度いじめ認知・解消の状況について……………	13
(学校運営部)	
(8) あだち放課後子ども教室の令和3年度実施状況について……………	14
(9) 令和3年度おいしい給食推進事業の実施結果及び令和4年度事業計画について…	17
(10) 東湊江小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託について……………	23
(子ども家庭部)	
(11) 令和3年度の不登校児童・生徒数及び支援について……………	24
(12) 令和3年度のスクールソーシャルワーカー（SSW）活動実績について……	30
(13) 児童虐待対応の連携強化に関する警視庁との協定・覚書の締結について……	32

(教 育 委 員 会)

文教委員会報告資料

令和4年6月30日

件名	「足立区教育振興ビジョン」の修正について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内容	<p>令和2年3月に策定した「足立区教育振興ビジョン（以下、「教育振興ビジョン」という）」について、以下に示す内容のとおり修正し、別添資料1のとおりとりまとめたので報告する。</p> <p>1 教育振興ビジョン点検・評価委員からの提言を反映（5箇所） 専門的知見を有する委員より「児童・生徒の適切な意思決定・行動選択を行う力を確認する指標を設定すべき」などの助言を受け指標を追加した。</p> <p>【追加した成果指標の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「足立区学力定着に関する総合調査」で「朝と夜、歯みがきをしていますか」に「朝と夜している」と回答した割合 ・ 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」で「運動やスポーツをどのくらいしていますか（学校の体育の授業を除く）」に「週1日以上運動している」と回答した割合 <p>2 ICTに関連する取り組みや付随する指標を修正（11箇所） GIGAスクール構想の前倒しに伴いICTを活用した各事業が急速に進展し、現計画と実態とが大きく乖離しているため修正を行った。</p> <p>【追加した成果指標の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT機器の活用で「子どもたちはスムーズに調査活動ができた」と思う教員の割合 ・ オンライン授業に定期的に参加できる等、学習活動のリズムが改善された不登校児童・生徒の割合 ・ 普通教室・特別教室のうち、Wi-Fi環境導入が完了した教室の割合 <p>3 新規事業の追加や指標の見直し等（80箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業の追加：AIドリル ・ 事業の廃止による削除：数学チャレンジ講座など ・ 研修参加校数や人数を参加割合へ修正するなど指標の見せ方の見直し ・ その他、成果指標、活動指標の追加等
問題点 今後の方針	<p>委員会終了後、ホームページに掲載する。</p> <p>今回新たに追加した指標の点検及び評価については令和5年度より実施していく。</p>

文教委員会報告資料

令和4年6月30日

件名	中1夏季勉強合宿の実施について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内容	<p>算数・数学を苦手とする生徒のつまづきを早期に解消するため、下記のとおり、中1夏季勉強合宿を実施する。</p> <p>1 対象者 区立中学校の第1学年の生徒</p> <p>2 参加人数 生徒70名、教員100名 ※ 2班に分けて実施予定</p> <p>3 目的・内容等 算数・数学を苦手とする生徒に対して合宿を通して徹底した個別指導を行い、つまづきを解消するとともに、後期の学校生活に自信をもたせる。</p> <p>4 実施日程 (1) 第1班 8月18日(木)から8月20日(土)まで (2) 第2班 8月23日(火)から8月25日(木)まで</p> <p>5 会場 鋸南自然の家(住所:千葉県安房郡鋸南町大帷子478)</p> <p>6 感染対策を踏まえた前回からの変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施期間の変更(4泊5日から2泊3日に短縮) ・ 参加生徒数に上限を設定(各校2名の推薦制の導入) <p>7 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加生徒、教員の決定 令和4年7月上旬(予定) ・ 事前説明会の実施 令和4年7月21日(木)午後
問題点 今後の方針	今後の新型コロナウイルス感染状況を注視しながら、勉強合宿の実施に向けて、「足立区立小中学校版 感染症予防ガイドライン」に基づき感染対策を講じていく。

文教委員会報告資料

令和4年6月30日

件名	キャリア教育施設の利用料助成について																							
所管部課名	教育指導部教育指導課																							
内容	<p>小中学校で行うキャリア教育の一環として、毎年、各小中学校で1つの学年が、キッザニア東京またはTGG（東京グローバルゲートウェイ）を利用している。</p> <p>このほどキッザニア東京から、令和4年度の利用料の改定について通知された。小学生は利用料が上がるため、区の補助を現状のままとすると、保護者負担が増加することになる。</p> <p>については下記の通り予算措置を講じ、小学生が施設を利用する際の保護者負担を増やさないよう、対応したい。</p> <p>1 キッザニア東京の利用額の改訂</p> <table border="1" data-bbox="416 938 1444 1252"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>利用料</th> <th>区の補助額</th> <th>保護者が負担する額</th> <th>保護者負担増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学生</td> <td>改訂前</td> <td>3,025円</td> <td rowspan="4">一律 2,500円</td> <td>525円</td> <td rowspan="2"><u>+175円</u></td> </tr> <tr> <td>改訂後</td> <td>3,200円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学生</td> <td>改訂前</td> <td>3,245円</td> <td>745円</td> <td rowspan="2">-45円</td> </tr> <tr> <td>改訂後</td> <td>3,200円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 改定は、令和4年4月以降に契約する学校から適用される。</p> <p>2 区の補助額の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学生は <u>保護者負担が525円から増加しないよう</u>、令和4年4月以降に契約する場合は、補助額を175円増の2,675円とする。 中学生はこれまでどおり2,500円を助成する。 増加する区の負担額 @<u>175円</u> * 481人（小学生の利用予定数） = 84,175円 	区分		利用料	区の補助額	保護者が負担する額	保護者負担増減	小学生	改訂前	3,025円	一律 2,500円	525円	<u>+175円</u>	改訂後	3,200円	700円	中学生	改訂前	3,245円	745円	-45円	改訂後	3,200円	700円
区分		利用料	区の補助額	保護者が負担する額	保護者負担増減																			
小学生	改訂前	3,025円	一律 2,500円	525円	<u>+175円</u>																			
	改訂後	3,200円		700円																				
中学生	改訂前	3,245円		745円	-45円																			
	改訂後	3,200円		700円																				
問題点 今後の方針	増加する区の補助額（84,175円）については、欠席者等がいることで、既定予算内で対応可能と見込んでいる。																							

文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和4年6月30日

件 名	小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の作成について
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の改訂について、令和4年度の業務計画と改訂委員会の構成について報告する。</p> <p>1 令和4年度の業務計画について</p> <p>(1) 4月まで 「足立区立小学校社会科副読本作成委員会」設置要綱を作成し、改訂委員会を発足させた。</p> <p>(2) 5月以降</p> <p>5月 「令和5年度足立区立小学校社会科副読本」の作成・編集業務に関する契約書の作成</p> <p>6月 予算額の決定。出版社との契約</p> <p>7月 「令和5年度足立区立小学校社会科副読本」作成開始</p> <p>1月 「令和5年度足立区立小学校社会科副読本」作成終了</p> <p>2月 各校への周知</p> <p>3月 印刷、及び各学校へ配送</p> <p>2 改訂委員会の編成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者 2名以内 ・ 小学校長 2名以内 ・ 郷土博物館学芸員等 4名以内 ・ 小学校社会科担当教員 10名以内 ・ 教育に関する見識を有する者のうち、教育委員会が推薦する者 ・ 教育指導部教育指導課指導主事
問 題 点 今 後 の 方 針	<p>小学校社会科副読本としての情報の正確性や妥当性を高めるために、教育委員会が主となり作成に関わっていく。</p>

文教委員会報告資料

令和4年6月30日

件名	令和4年度デジタル教科書の導入について												
所管部課名	教育指導部教育指導課												
内容	<p>文部科学省が行うデジタル教科書実証実験事業への参加に際し、国が経費を負担する学校数等が通知されたので報告する。</p> <p>1 当初のスキーム</p> <table border="1" data-bbox="411 645 1473 943"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>費用負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一科目（英語）</td> <td>全校分を国が負担</td> </tr> <tr> <td>第二科目 （算数・数学または理科）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25%の学校分を国が負担する。 ・ 残る学校分は区が負担することとし、21, 234人分を同時補正予算に計上予定 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 東京都から示された配分結果</p> <table border="1" data-bbox="411 1039 1473 1294"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>費用負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一科目（英語）</td> <td>全校分を国が負担</td> </tr> <tr> <td>第二科目 （算数・数学または理科）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校は全校分を国が負担 ・ 小学校は52校を国が負担（区の負担は16校・3,006人分） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小学校で区負担とされた教科は、いずれも理科である。</p> <p>※ 千寿小学校については、「重点校」指定申請が認められたため、1～4学年の児童にも算数のデジタル教科書が配付される。</p> <p>3 国の負担が増えた理由</p> <p>文部科学省で全国からの希望を集計した結果、第二科目を希望しない学校もあったため、希望した区市への配分数が増加した。</p>	科目	費用負担	第一科目（英語）	全校分を国が負担	第二科目 （算数・数学または理科）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25%の学校分を国が負担する。 ・ 残る学校分は区が負担することとし、21, 234人分を同時補正予算に計上予定 	科目	費用負担	第一科目（英語）	全校分を国が負担	第二科目 （算数・数学または理科）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校は全校分を国が負担 ・ 小学校は52校を国が負担（区の負担は16校・3,006人分）
科目	費用負担												
第一科目（英語）	全校分を国が負担												
第二科目 （算数・数学または理科）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25%の学校分を国が負担する。 ・ 残る学校分は区が負担することとし、21, 234人分を同時補正予算に計上予定 												
科目	費用負担												
第一科目（英語）	全校分を国が負担												
第二科目 （算数・数学または理科）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校は全校分を国が負担 ・ 小学校は52校を国が負担（区の負担は16校・3,006人分） 												
問題点 今後の方針	<p>教育指導課が示す方針に基づき、各学校において、デジタル教科書を用いた授業を開始している。学校に示した使用方針は、P7～10のとおり。</p>												

学習者用デジタル教科書導入後の使用方針について

学習者用デジタル教科書導入後の使用方針に関し、学習方法、活用方法及び留意点について下記のとおり周知します。

記

1 デジタル教科書の使用について

- ・ 学習者用デジタル教科書を各教科等で回数の制限なく使用することができる。
- ・ 学習者用デジタル教科書の使用開始可能日は5月9日（月）からとする。

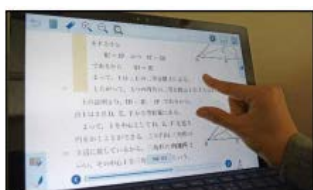
2 デジタル教科書の使用方針について

- ・ 各教科において、児童・生徒の健康に十分配慮し、積極的に使用をすること。
- ・ 家庭学習においても個別学習や復習を行えるように使用し、活用できるようにすること。
- ・ デジタル教科書は紙媒体の教科書と同一内容であるため、紙媒体の教科書は持ち帰る必要がなければ学校で各自管理すること。

3 学習者用デジタル教科書・学習者用デジタル教材の主な使用方法の例

(1) 学習者用コンピュータで使用するにより可能となる学習方法

ア 教科書の紙面を拡大して表示する。



イ 教科書の紙面にペンやマーカーで書き込む。



ウ 教科書の紙面に書き込んだ内容を保存・表示する。



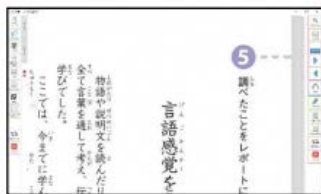
- (2) ア～ウに加え、特に特別な配慮を必要とする児童・生徒等に対して効果的な使用方法
 エ 教科書の紙面を機械音声で読み上げる。



- オ 教科書の紙面の背景色・文字色を変更・反転する。



- カ 教科書の漢字にルビを振る。



- (3) 他の学習者用デジタル教材と一体的に使用することにより可能となる使用方法

- ア 音読・朗読の音声やネイティブ・スピーカー等が話す音声を教科書の本文に同期させつつ使用する。



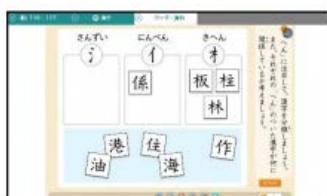
- イ 教科書の文章や図表等を抜き出して活用するツールを使用する。



- ウ 教科書の紙面に関連付けて動画・アニメーション等を使用する。

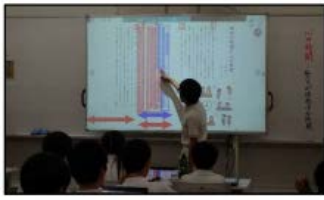


- エ 教科書の紙面に関連付けてドリル・ワークシート等を使用する。



(4) 他のICT機器等と一体的に使用することにより可能となる使用方法

ア 大型提示装置や教師のコンピュータに児童・生徒の学習者用デジタル教科書の画面を表示する。



イ ネットワーク環境を利用して、児童・生徒が行った書き込みの内容や関連して検索した情報などを教師や児童・生徒間、さらには学校・家庭間で共有する。



4 学習者用デジタル教科書の学習形態別活用方法の例

(1) 個別学習の場面

- ・ デジタル教科書上で書き込みをしたり、操作したりして試行錯誤する。
- ・ 写真やイラストを拡大して細部まで見る。

(2) グループ学習の場面

- ・ デジタル教科書上に書き込みをしたり、操作したりして保存した内容を使用して、自分の考えを見せ合い共有・協働する。

(3) 一斉学習の場面

- ・ 保存した内容等を使用して前回の授業や既習事項の振り返りを行う。
- ・ デジタル教科書上で、必要な情報のみを見せる。
- ・ デジタル教科書上に書き込みをしたり、操作したりして保存した内容を使用して、大型提示装置等で表示し、自分の考えを発表する。

(4) 特別な配慮を必要とする児童・生徒等の学習上の困難の低減

- ・ ページ番号を指定して開く等、教科書の内容へのアクセスを容易にする。

(5) その他

- ・ 学習内容の理解を深めたり、興味・関心を高めたりする。
- ・ デジタル教科書上に書き込み、保存した内容から児童・生徒の学習の進捗・習熟の程度や学習の過程を把握する。

5 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点について

(1) 学習者用デジタル教科書を使用した指導上の留意点

- ・ 学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用する授業においては、児童・生徒一人一人が、それぞれ学習者用デジタル教科書を使用すること。
- ・ 児童・生徒が授業と関係のない内容を閲覧して授業に集中しないことがないように、例えば、学習者用デジタル教科書を使わないときは学習者用コンピュータの画面を閉じるなど、児童・生徒が授業において適切に学習者用デジタル教科書を使用するよう指導すること。

- ・ ノートに書かせる時間を意識的にとり、デジタル教科書の書き込みだけで終わらせないようにすること。

(2) 児童・生徒の健康に関する留意点

- ・ 学習者用デジタル教科書を使用する際には、姿勢に関する指導を適切に行い、目と学習者用コンピュータの画面との距離を 30cm 以上離すよう指導すること。
- ・ 授業において、児童・生徒が長時間にわたって継続して学習者用コンピュータの画面を注視しないよう、30 分に 1 回は、20 秒以上、画面から目を離して目を休めるよう指導したり、学習者用コンピュータを見続ける一度の学習活動が長くないようにしたりするなど、健康面にも配慮した授業展開とすること。
- ・ 学習者用コンピュータの画面の反射を抑えることや、画面への映り込みを防止することも重要であるため、児童・生徒に対し学習者用コンピュータの画面の角度を目線と直交するよう調整することを指導すること。
- ・ 心身への影響が生じないよう、日常観察や学校健診等を通して、学校医とも連携の上、児童・生徒の状況を確認するよう努めること。必要に応じて、眼精疲労の有無やその程度など心身の状況について、児童・生徒にアンケート調査を行うことも考えられること。
- ・ 家庭における学習者用デジタル教科書の使用に当たっても、上記の目と学習者用コンピュータの画面との距離や目を休めること等に留意するよう指導すること。また、就寝 1 時間前からは ICT 機器の利用を控えることが適切であることなども指導すること

6 出典

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt_kyokasyo01-000013738_01.pdf

「学習者用デジタル教科書実践事例集」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt_kyokasyo01-100014398_01.pdf

を加工して作成。

以上

文教委員会報告資料

令和4年6月30日

件名	令和4年度足立区立中学校の抗原検査について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内容	<p>令和4年度足立区立中学校の修学旅行と部活動について、生徒の安全を第一に考えた実施前後の対応を以下のとおり報告する。</p> <p>※ 「人流抑制段階」とは、児童・生徒1日の新規陽性者数が、100人以上2,250人未満を指す。</p> <p>※ 「ステイホーム段階」とは、児童・生徒1日の新規陽性者数が、2,250人以上の場合を指す。</p> <p>1 修学旅行について</p> <p>(1) 修学旅行の実施可否</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナウイルス感染状況における足立区立学校の今後の方針等について」に基づき、「ステイホーム段階」では延期または中止とし、「ロックダウン」の段階では中止とする。 <p>(2) 抗原検査を実施する時期（感染予防段階、人流抑制段階）</p> <ul style="list-style-type: none"> 修学旅行の実施前後 <p>(3) 抗原検査を実施する理由</p> <p>ア 修学旅行実施前</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に罹患した状態で修学旅行に参加させないため。 旅行先の関係者に対する安心の担保のため。 <p>イ 修学旅行実施後</p> <ul style="list-style-type: none"> 修学旅行実施後の安心、安全な学校教育活動の担保のため。 <p>(4) 抗原検査の実施回数について</p> $\frac{5,000 \text{ (人)}}{\text{参加者数}} \times \frac{2 \text{ (回)}}{\text{回数}} = \frac{10,000}{\text{実施回数}}$ <p>2 部活動について</p> <p>(1) 部活動の実施可否</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナウイルス感染状況における足立区立学校の今後の方針等について」に基づき、「人流抑制段階」「ステイホーム段階」では原則、中止とし、「ロックダウン」の段階では中止とする。

	<p>(2) 抗原検査を実施する時期（感染予防段階、人流抑制段階）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区をまたぐ都大会以上の大会に出場する場合 ・ 各校の感染状況を鑑み、校長が必要と判断した場合 <p>(3) 抗原検査を実施する理由</p> <p>ア 大会参加前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患した状態で都大会に参加させないため。 ・ 大会関係者に対する安心の担保のため。 <p>イ 大会参加後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都大会実施後の安心、安全な学校教育活動の担保のため。 <p>(4) 抗原検査の実施回数について（最大値）</p> $\frac{20 \text{ (団体)}}{\text{団体数}} \times 2 \text{ (校)}_{\text{優勝・準優勝校}} \times 20 \text{ (人)}_{\text{参加者数}} \times 2 \text{ (回)}_{\text{回数}} = 1,600_{\text{実施回数}}$
<p>問題点 今後の方針</p>	

文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和4年6月30日

件 名	令和3年度いじめ認知・解消の状況について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>1 令和3年度いじめ認知状況</p> <p>(1) 令和2年度からの引継ぎ（令和2年度の未解消数） <u>1, 812件</u>（前年度比－348件） ※ 3か月間の経過観察中事案を含む</p> <p>(2) 令和3年度新規認知件数 <u>6, 543件</u>（前年度比＋814件）</p> <p>(3) 令和3年度いじめ合計件数 <u>8, 355件</u>（前年度比＋466件）</p> <p>(4) 考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度に比べ、令和3年度は授業時数が増加し、児童・生徒同士の関わる機会が増加したことから、認知件数が増加したと考えられる。 ・ コロナ禍での新しい生活様式により、児童・生徒の休み時間や給食中等の関わり方が変化したり、減少したりすることで、コロナ以前よりも認知件数は少なくなっている。 <p>2 令和3年度いじめ解消状況</p> <p>(1) 解消件数 <u>7, 003件</u>（前年度比＋926件） ※ 未解消の1, 352件は、令和4年度へ引継ぎ</p> <p>(2) 解消率＝解消件数÷(新規認知件数＋前年度未解消件数)×100 $83.8\% = 7,003 \div (6,543 + 1,812) \times 100$ （前年度比＋6.8ポイント）</p> <p>(3) 考察 令和2年度に比べ、登校日数が増加したことで、教員が対応する時間を確保しやすかったことに加え、内容が軽微な段階で早期対応したことにより、解消件数と解消率が向上したと考えられる。</p>
問 題 点 今後の方針	<p>いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るという認識のもと、教職員が細心の注意を払いながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。</p>

文教委員会報告資料

令和4年6月30日

件名	あだち放課後子ども教室の令和3年度実施状況について																																														
所管部課名	学校運営部学校支援課 足立区生涯学習振興公社																																														
内容	<p>あだち放課後子ども教室（以下、「放課後子ども教室」）の令和3年度実施状況について、次のとおり報告する。</p> <p>1 令和3年度実施状況</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に対する状況</p> <p>ア 令和3年度の開催状況（全69校）は、<u>児童への感染状況により、年間を通じて一時休止及び再開を繰り返した放課後子ども教室が多くあった。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>開催</th> <th>休止</th> <th>緊急事態宣言等 ※「まん延防止」→まん延防止等重点措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>64校</td> <td>5校</td> <td>まん延防止 R3.4.12～4.24</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>50校</td> <td>19校</td> <td>緊急事態宣言 R3.4.25～6.20</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>63校</td> <td>6校</td> <td>まん延防止 R3.6.21～7.11</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>65校</td> <td>4校</td> <td>緊急事態宣言 R3.7.12～9.30</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>2校</td> <td>67校</td> <td>※ R3.9.1～9.11 (学校臨時休業措置期間は全校で中止)</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>51校</td> <td>18校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>68校</td> <td>1校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>67校</td> <td>2校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>65校</td> <td>4校</td> <td rowspan="3">まん延防止 R4.1.21～3.21</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>3校</td> <td>66校</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>17校</td> <td>52校</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 通年で休止した学校 1校 理由：児童とスタッフへの感染拡大の懸念が強かったため。</p> <p>※ 令和4年6月30日現在、68校中67校で開催</p> <p>イ 令和3年度の基本的な対応は、<u>実行委員会の意向を尊重しながら、継続的に実施を依頼した。</u></p> <p>① 学校運営に合わせた放課後子ども教室の実施を依頼 ※ ただし、休止を含め、開催については各校の実行委員会の意向を尊重 ※ 夏季休業明け（9月1～11日）臨時休業措置期間は休止</p> <p>② 感染症対策のため、以下の方策を各校の実行委員会で決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場（校庭を中心）の設定 ・ 3密回避のため、曜日や時間帯による学年分け ・ 1年生受入れ開始時期の設定 <p>③ 夏季休業期間中の実施を各校の実行委員会に依頼</p>	月	開催	休止	緊急事態宣言等 ※「まん延防止」→まん延防止等重点措置	4月	64校	5校	まん延防止 R3.4.12～4.24	5月	50校	19校	緊急事態宣言 R3.4.25～6.20	6月	63校	6校	まん延防止 R3.6.21～7.11	7月	65校	4校	緊急事態宣言 R3.7.12～9.30	9月	2校	67校	※ R3.9.1～9.11 (学校臨時休業措置期間は全校で中止)	10月	51校	18校		11月	68校	1校		12月	67校	2校		1月	65校	4校	まん延防止 R4.1.21～3.21	2月	3校	66校	3月	17校	52校
月	開催	休止	緊急事態宣言等 ※「まん延防止」→まん延防止等重点措置																																												
4月	64校	5校	まん延防止 R3.4.12～4.24																																												
5月	50校	19校	緊急事態宣言 R3.4.25～6.20																																												
6月	63校	6校	まん延防止 R3.6.21～7.11																																												
7月	65校	4校	緊急事態宣言 R3.7.12～9.30																																												
9月	2校	67校	※ R3.9.1～9.11 (学校臨時休業措置期間は全校で中止)																																												
10月	51校	18校																																													
11月	68校	1校																																													
12月	67校	2校																																													
1月	65校	4校	まん延防止 R4.1.21～3.21																																												
2月	3校	66校																																													
3月	17校	52校																																													

(2) 全学年(1～6年生)実施校 68校

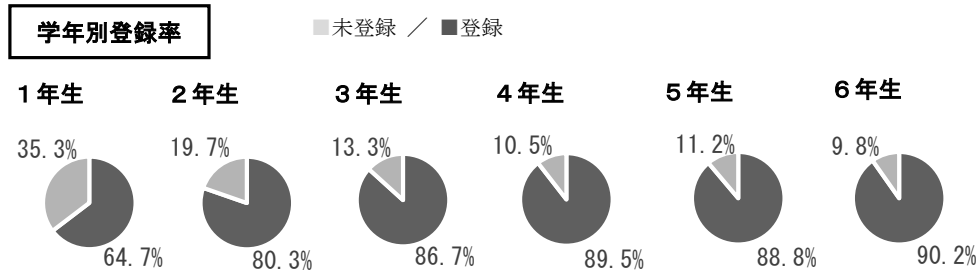
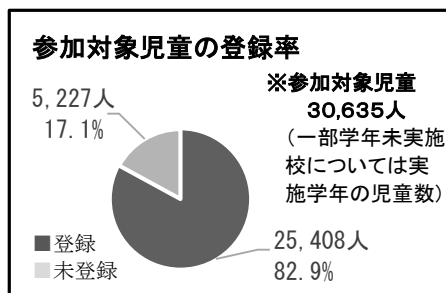
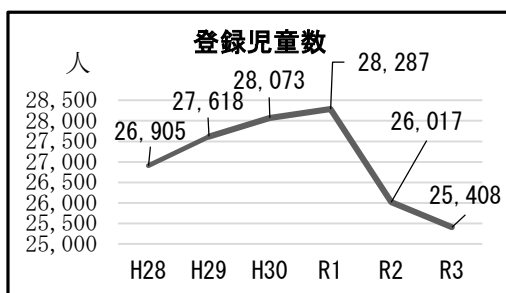


- ア 一部学年未実施：綾瀬小学校
- イ ただし令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1年生の受入れを行わなかった学校が13校あり。

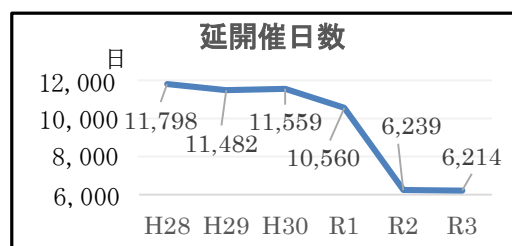
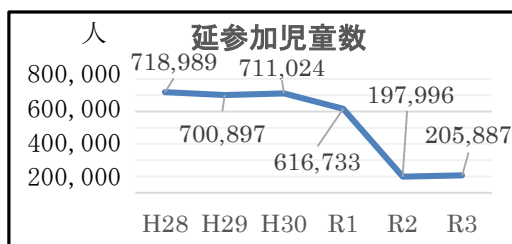
(3) 週5日実施校 68校

- ア 一部曜日未実施：綾瀬小学校
- イ ただし令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、曜日による学年分けや一部曜日を休止する学校あり。

(4) 登録児童数



(5) 延参加児童数・延開催日数



※ 令和3年度は、2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、延参加児童数・延開催日数ともに前年度並みだった。

2 「新・足立区放課後子ども総合プラン(令和2～6年度)」目標達成状況

(1) 放課後子ども教室の実施計画

ア 全学年実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	68校	68校	68校	67校	67校
実績値	68校	68校			
達成率	100.0%	100.0%			
達成分析	全学年未実施の残り1校については、改築のため、新校舎へ移転する令和4年度中に達成していくよう、実行委員会と協議を進める。				

※ 目標値には、令和4年度 △1校、5年度 △1校の統廃合を含む。

イ 体験プログラムの充実

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	360回	370回	380回	390回	400回
実績値	52回	182回			
達成率	14.4%	49.1%			
達成分析	実績値は目標値を大幅に下回った。原因は、新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発出により、外部の方が学校に入ることを制限したこと等による。				

ウ 夏休み実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	6校	7校	8校	9校	10校
実績値	0校	1校			
達成率	0.0%	14.2%			
達成分析	実績値は目標値を大幅に下回った。原因は、新型コロナウイルス感染症により夏休み中のプール指導を取り止めたことや、緊急事態宣言の発出により、予定していた学校が中止したことによる。				

(2) 特別な配慮を必要とする児童への対応

ア 「子どもとの接し方(スタッフ向け)研修」実施回数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	1回	1回	1回	1回	1回
実績値	0回	3回			
達成率	0.0%	300.0%			
達成分析	研修を動画配信として実施したものを含め、3回実施した。研修テーマは、①「子どもとの接し方(こども支援センター げんき作成)、②「LGBT」、③「子どもに届く接し方、話し方のコツ」				

問題点
今後の方針

放課後子ども教室の安定した運営の支援のため、開催にあたっては、十分な感染症対策を取るよう、引き続き実行委員会及び学校と実施内容に関する調整を行っていく。

文 教 委 員 会 報 告 資 料

令和4年6月30日

件 名	令和3年度おいしい給食推進事業の実施結果及び令和4年度事業計画について
所管部課名	学校運営部おいしい給食担当課
内 容	<p>令和3年度おいしい給食事業の実施結果及び令和4年度の事業計画について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和3年度の実施結果（主な取り組み）</p> <p>(1) もりもり給食ウィーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：6月14日（月）から18日（金）及び、令和4年1月24日（月）から28日（金）各学校で実施 ・ 内 容：喫食時間確保、給食時間中の教員等の関わりの充実、食育の実施 ・ 学校栄養士や教職員のかかわりにより、食に関する興味や関心を高めることができた。 <p>(2) 第13回給食メニューコンクール 応募数は、開始以来最多となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ：「わが家自慢の和食を給食に！」 ・ 応募数：小学生応募総数4,222作品【R2年度：2,406作品】 中学生応募総数2,992作品【R2年度：2,478作品】 ※ 区長賞ほか、小中学校上位各20作品を表彰（表彰式は中止） <p>(3) 魚沼産コシヒカリ給食の日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：10月26日（火） ・ 内 容：中学生が「魚沼自然教室」でお世話になっている農家の新米を小中学校、区立保育園等の給食に提供 ・ 魚沼市から寄贈していただいたお米ができるまでの動画を全校の各教室で放映し、生産者への感謝の気持ちを育むことができた。 <p>(4) 小松菜給食の日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日：11月16日（火）、17日（水）、24日（水） ※ 各校いずれかの日で実施 ・ 内 容：JA東京スマイルより無償で提供いただいた小松菜を使用した給食を小中学校で一斉に実施 ・ 全校で実施 11月16日（火）小55校・中 4校 11月17日（水）小 6校・中25校 11月24日（水）小 8校・中 6校

(5) 野菜の日（衛生部との協働による糖尿病対策）

- ・ 実施日：月1回（各学校ごとに実施）
- ・ 内 容：旬の野菜を使った給食を提供し、野菜摂取の啓発と食育を実施。また、給食だよりに家庭用レシピを掲載するなど家庭での野菜摂取を啓発
- ・ 給食だよりを通じて家庭用の給食メニューレシピを紹介し、家庭での野菜摂取を啓発した。

(6) 野菜摂取啓発の推進

新たなデザインの「ひと口目は野菜から」教室掲示用ポスターを全校の各教室内に掲示し、啓発を行った。

旧デザイン



新デザイン



(7) おいしい給食指導員の巡回指導など

ベテラン学校栄養士の経験やスキルを活用し、残菜率が高い学校や経験の浅い栄養士が配置されている学校へ巡回指導、助言を行った。また、全校の学校栄養士が集う会議等で指導・助言事例を周知した。

(8) 「おうちでもひと口目は野菜からチャレンジシート」の実施

「ひと口目は野菜から」食べる取り組みを家庭においても啓発するため、夏休み期間のうち10日間、自宅などで1日3食野菜を食べたらシートに色を塗ってもらい、学校に提出してもらおう取り組み

（希望する小学校の1年生を対象に試行実施し、69校中46校で実施。実施率67%）

チャレンジシート



2 小中学校平均残菜率・総残菜量の推移について

(1) 小中学校平均残菜率

学校	①H20年度当初	②R3年度	①と②の対比
小学校	9.0%	2.2%	約76%減
中学校	14.0%	5.1%	約64%減
平均	11.5%	3.7%	約68%減

(2) 小中学校総残菜量（平成20年度当初比 約70%減）

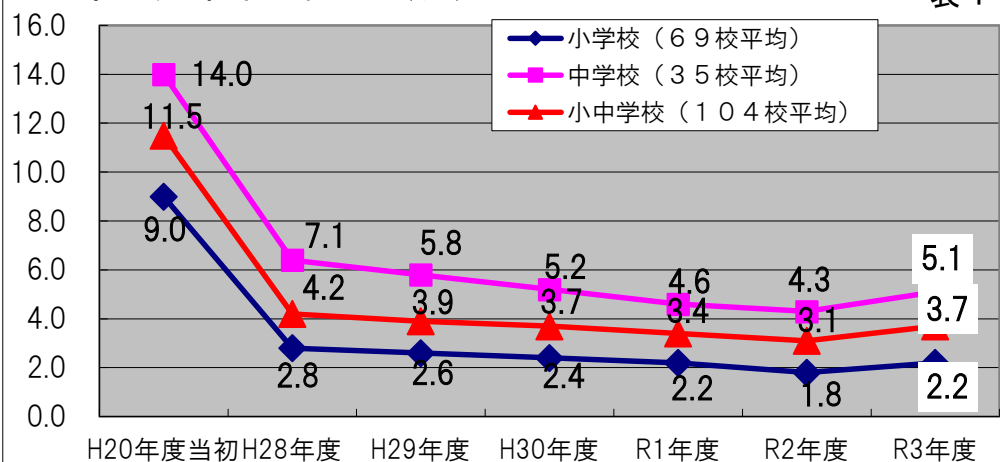
381 t（平成20年度当初） → 113 t（令和3年度）

(3) 分析・課題

新型コロナウイルス感染拡大に伴う学級、学年閉鎖や、リモート授業対応などによる急激な喫食数の変動により、表1のとおり、対前年度比の残菜率が小学校で+0.4%、中学校で+0.8%増加となった。また、表3、4のとおり、残菜率の高い学校と低い学校の差異解消が課題である。

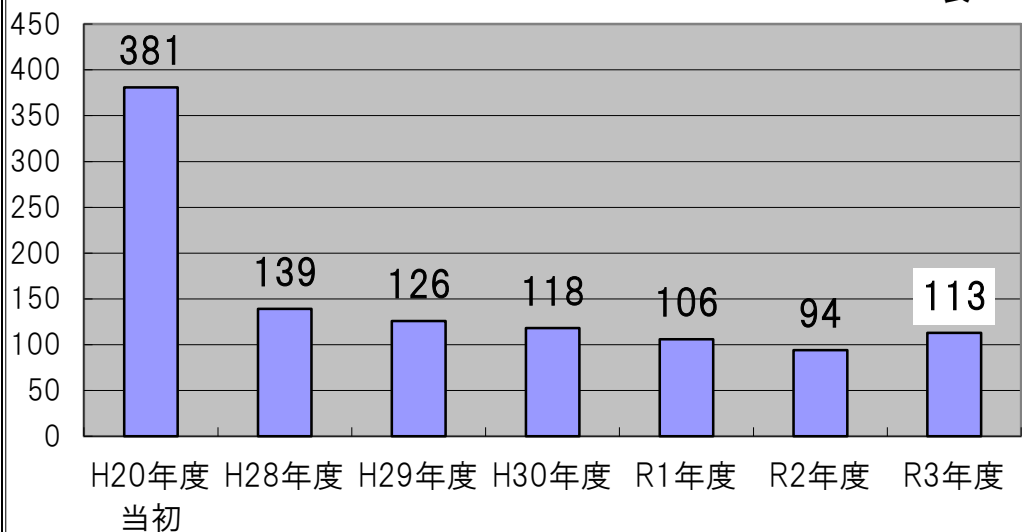
平均残菜率の変化（%）

表1



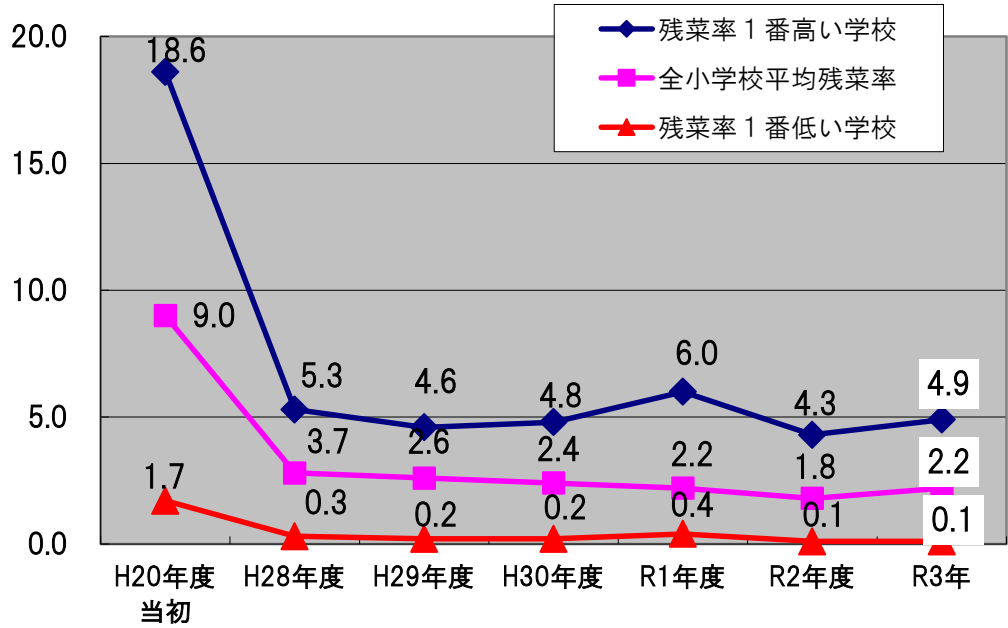
小中学校総残菜量（t）

表2



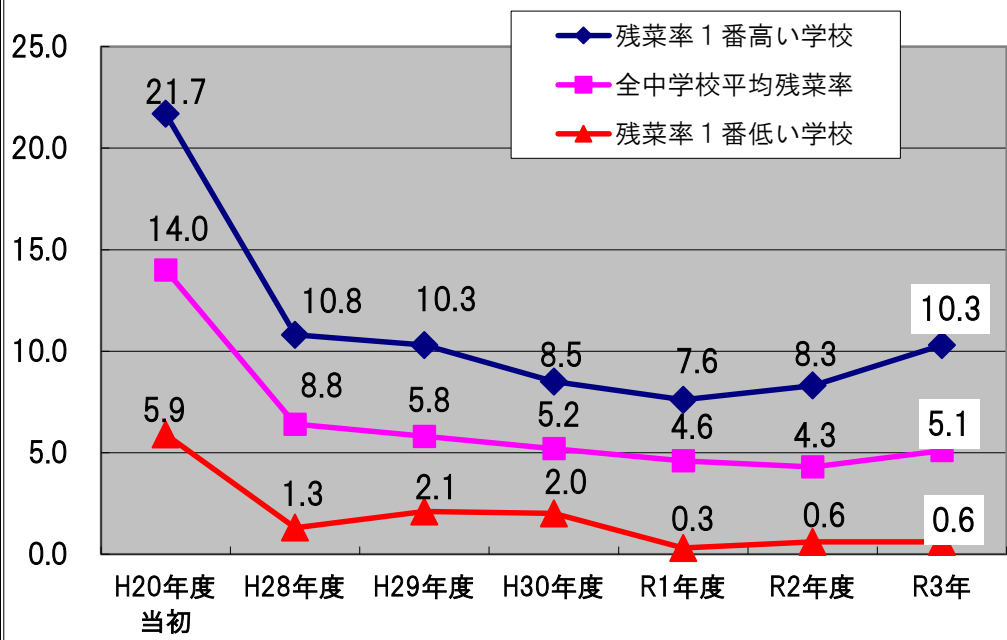
小学校平均残菜率の差異 (%)

表 3



中学校平均残菜率の差異 (%)

表 4



3 令和4年度の実施計画（主な予定）

新しい生活様式や学校現場の実情を踏まえながら、学校での取り組みや家庭への働きかけを通じ、児童・生徒の食への意識、意欲を高めていく。

(1) 新規事業（区制90周年事業）

事業名		日程（予定）	内容（予定）
区制90周年事業	給食メニューコンクール	夏休み期間	テーマ 「こんな給食あったらいいな。私たちが食べたいメニューはこれ！」（区制90周年特別企画）
	給食体験	10月または11月	北千住、西新井、綾瀬駅周辺の3小学校にて、試食を中心とした給食体験を実施
	おいしい給食フェア	11月	アリオ西新井を会場とし、パネルや給食サンプルの展示、物販など、あだちのおいしい給食をPRする。
	おいしい給食シンポジウム	3月	区内施設（ホール）を利用し、著名人を招き、給食に携わる関係者向けのシンポジウムを開催する。

※ 詳細が決まり次第、逐次報告する。

(2) 継続事業

事業名等	日程（予定）	取り組み（予定）
野菜摂取啓発 「ひと口目は野菜から」 の取り組み	通年	1 啓発ポスターの掲示 配付済の新たなデザインのポスター(マグネット式)を用いて、全クラスで給食時間に黒板掲示 2 「おうちでもひと口目は野菜から」チャレンジシート ※ 対象学年を拡大し小学校1年生と5年生で実施 3 「ひと口目は野菜から」の大切さを説明 各校の学校栄養士が給食時間に校内放送等を活用し説明
野菜の日	通年 (毎月1回)	・ 学校ごとに毎月実施 ・ 給食で旬の野菜を味わう ・ 給食だより等で家庭用レシピを提供し啓発

	事業名等	日程（予定）	取り組み（予定）
	おいしい給食 検討会	毎月1回 (2月除く)	<ul style="list-style-type: none"> 学校栄養士のスキルアップ 検討内容（献立、給食会計、衛生管理、アレルギー対応等に関する指導と意見交換等）
	もりもり給食 ウィーク	6月(食育月間) 1月(給食週間)	<ul style="list-style-type: none"> 食べる時間の確保と食育指導を実施
	給食メニュー コンクール (再掲)	募集 夏休み期間 ※ 表彰式10月	<ul style="list-style-type: none"> テーマに合わせた給食メニュー作品を募集
	魚沼産コシヒカリ 給食の日	10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 中学生が「魚沼自然教室」で収穫した新米を小中学校、区立保育園等の給食で提供
	おいしい給食 アンケート	実施 10月～11月 集計・分析 12月～2月	<ul style="list-style-type: none"> 全校（小学6年生、中学2年生）を対象に実施
	小松菜給食の日	11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 足立区産の小松菜（JA東京スマイル農業協同組合より提供）を使用し給食を実施
	「家庭科学習指導案」の活用	通年	<ul style="list-style-type: none"> 栄養、献立作成及び調理実習における基礎的な指導案を各校で活用
	長期休み期間の課題 「わが家のシェフになろう！」	通年	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒が自宅で調理を行い、食の実践力を養う
	食育リーダーを中心とした体制 の強化	食育リーダー 研修会 (5月、10月、12月)	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士以外の教員を食育リーダーとして指定 学校全体でおいしい給食・食育を推進 研修会を年3回実施
	学校栄養士・食育リーダーのスキルアップ	通年	<ul style="list-style-type: none"> おいしい給食指導員による指導、助言事例を、栄養士、食育リーダーに周知
問題点 今後の方針			

文教委員会報告資料

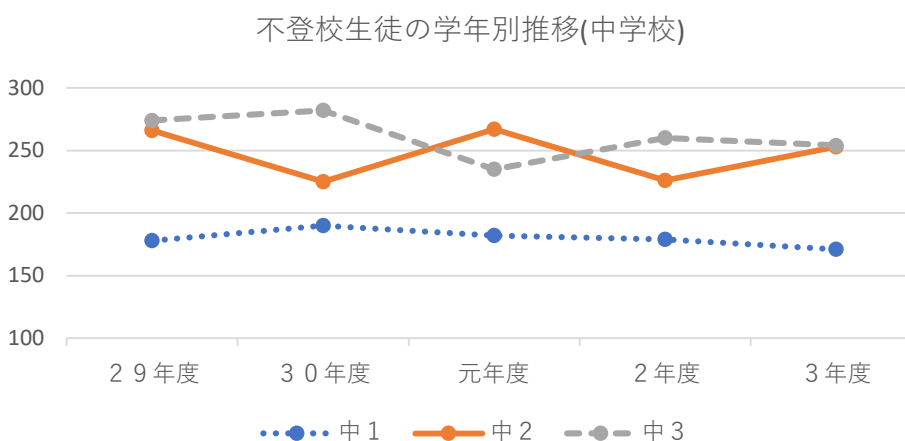
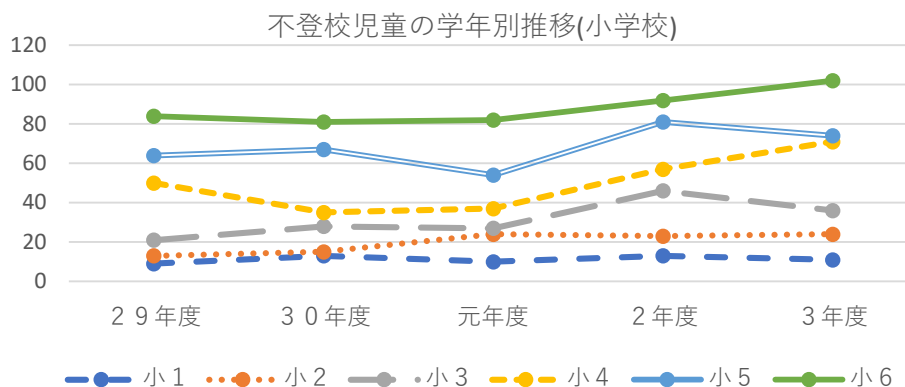
令和4年6月30日

件名	東湊江小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託について
所管部課名	学校運営部 学校施設管理課 施設営繕部 東部地区建設課
内容	<p>東湊江小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託契約を締結したため、以下の通り報告する。</p> <p>1 契約概要</p> <p>(1) 契約日 令和4年5月16日</p> <p>(2) 契約受託者 株式会社相和技術研究所</p> <p>(3) 落札結果（税込み） 予定価格 220,000,000円 契約金額 191,950,000円（落札率87.25%）</p> <p>(4) 契約期間 令和4年5月17日 から 令和10年2月29日 まで</p> <p>2 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4～5年度・・・新校舎設計 ・ 令和 5～6年度・・・解体工事、仮設校舎建設 ・ 令和 7～8年度・・・新校舎建設 ・ 令和 9 年度・・・仮設校舎解体等
今後の方針	地域住民、検討協議会等と十分な協議を行いながら、学校運営に支障がないようスケジュール管理を徹底していく。

文教委員会報告資料

令和4年6月30日

件名	令和3年度の不登校児童・生徒数及び支援について																																																																																																																											
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課																																																																																																																											
内容	<p>1 令和3年度不登校児童・生徒数（累計30日以上欠席者）</p> <p>(1) 直近5年間の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>241</td> <td>239</td> <td>234</td> <td>312</td> <td>318</td> <td>+6</td> </tr> <tr> <td>出席扱い</td> <td>(26)</td> <td>(14)</td> <td>(19)</td> <td>(20)</td> <td>(173)</td> <td>(153)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>718</td> <td>697</td> <td>684</td> <td>665</td> <td>678</td> <td>+13</td> </tr> <tr> <td>出席扱い</td> <td>(224)</td> <td>(215)</td> <td>(181)</td> <td>(239)</td> <td>(337)</td> <td>(98)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>959</td> <td>936</td> <td>918</td> <td>977</td> <td>996</td> <td>+19</td> </tr> <tr> <td>出席扱い計</td> <td>(250)</td> <td>(229)</td> <td>(200)</td> <td>(259)</td> <td>(510)</td> <td>(251)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出席扱い…学校の指導要録上、出席としている者の人数（チャレンジ学級等の学校以外の教育の場やICTを活用した学習が該当）</p> <p>不登校児童・生徒数の5年間の推移</p> <table border="1"> <caption>不登校児童・生徒数の5年間の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>241</td> <td>718</td> <td>959</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>239</td> <td>697</td> <td>936</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>234</td> <td>684</td> <td>918</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>312</td> <td>665</td> <td>977</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>318</td> <td>678</td> <td>996</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 学年別不登校児童・生徒数及び推移</p> <p>■前年度からの不登校者 □新規不登校者 ◻チャレンジ・あすテップ通級者（新規・継続の区別なし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>前年度からの不登校者</th> <th>新規不登校者</th> <th>チャレンジ・あすテップ通級者</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小1</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>小2</td> <td>18</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>小3</td> <td>13</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>小4</td> <td>29</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>小5</td> <td>37</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>小6</td> <td>50</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>中1</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>0</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>中2</td> <td>145</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>中3</td> <td>181</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>181</td> </tr> </tbody> </table>		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年比	小学校	241	239	234	312	318	+6	出席扱い	(26)	(14)	(19)	(20)	(173)	(153)	中学校	718	697	684	665	678	+13	出席扱い	(224)	(215)	(181)	(239)	(337)	(98)	合計	959	936	918	977	996	+19	出席扱い計	(250)	(229)	(200)	(259)	(510)	(251)	年度	小学校	中学校	合計	29年度	241	718	959	30年度	239	697	936	元年度	234	684	918	2年度	312	665	977	3年度	318	678	996	学年	前年度からの不登校者	新規不登校者	チャレンジ・あすテップ通級者	合計	小1	0	11	0	11	小2	18	6	0	24	小3	13	23	0	36	小4	29	12	0	42	小5	37	0	0	37	小6	50	2	0	52	中1	57	57	0	114	中2	145	0	0	145	中3	181	0	0	181
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	前年比																																																																																																																					
	小学校	241	239	234	312	318	+6																																																																																																																					
	出席扱い	(26)	(14)	(19)	(20)	(173)	(153)																																																																																																																					
中学校	718	697	684	665	678	+13																																																																																																																						
出席扱い	(224)	(215)	(181)	(239)	(337)	(98)																																																																																																																						
合計	959	936	918	977	996	+19																																																																																																																						
出席扱い計	(250)	(229)	(200)	(259)	(510)	(251)																																																																																																																						
年度	小学校	中学校	合計																																																																																																																									
29年度	241	718	959																																																																																																																									
30年度	239	697	936																																																																																																																									
元年度	234	684	918																																																																																																																									
2年度	312	665	977																																																																																																																									
3年度	318	678	996																																																																																																																									
学年	前年度からの不登校者	新規不登校者	チャレンジ・あすテップ通級者	合計																																																																																																																								
小1	0	11	0	11																																																																																																																								
小2	18	6	0	24																																																																																																																								
小3	13	23	0	36																																																																																																																								
小4	29	12	0	42																																																																																																																								
小5	37	0	0	37																																																																																																																								
小6	50	2	0	52																																																																																																																								
中1	57	57	0	114																																																																																																																								
中2	145	0	0	145																																																																																																																								
中3	181	0	0	181																																																																																																																								



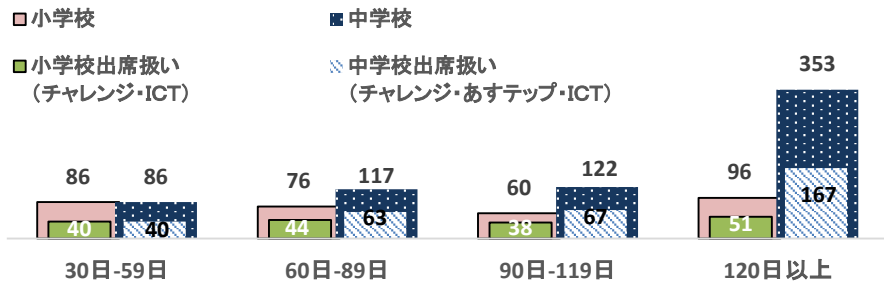
(3) 令和3年度の傾向

- ・ 不登校児童・生徒は19人増加したが、出席扱いとした児童・生徒は251人増加
- ・ 不登校児童・生徒の半数以上が様々な支援を活用し学習に取り組んだことを、適切な支援を受けていると校長が評価したため、指導要録上、出席扱いとした。
※ 「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省 令和元年10月25日付)により、学校外において適切な学習活動を行ったと評価できる場合、学校長は指導要録上出席扱いとすることが認められている。
- ・ 小学校においては、不登校児童に占める出席扱いの比率は、2年度の6%から54%と大きく増加。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うオンライン授業配信等で学校とつながり、出席扱いとした児童が増えたため。

(4) 学年別前年度比較

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
2年度	13	23	46	57	81	92	312	179	226	260	665
3年度	11	24	36	71	74	102	318	171	253	254	678
前年比	-2	+1	-10	+14	-7	+10	+6	-8	+27	-6	+13

(5) 欠席日数別不登校児童・生徒人数及び出席扱い人数



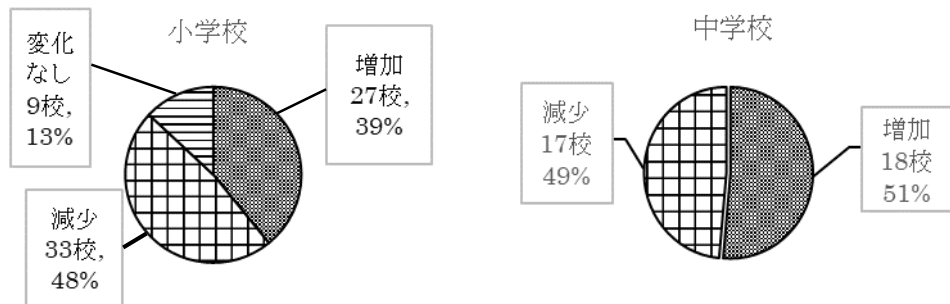
(6) 欠席日数別不登校児童・生徒の学年別人数内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
30日-59日	2	12	13	25	15	19	86	25	34	27	86
60日-89日	6	5	6	18	23	18	76	34	38	45	117
90日-119日	2	2	6	10	18	22	60	39	40	43	122
120日以上	1	5	11	18	18	43	96	73	141	139	353
合計	11	24	36	71	74	102	318	171	253	254	678

2 学校種別の増減と主な要因

(1) 学校種別の増減

	増加 (人数)	減少 (人数)	変化なし
小学校	27校 (90人)	33校 (▲84人)	9校
中学校	18校 (97人)	17校 (▲84人)	---
合計	45校 (187人)	50校 (▲168人)	9校



(2) 学校種別の主な増減要因 ※ いずれも前年度との比較

主な増減要因		
小学校	増加	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が精神的に不安定になり、登校できない児童が増えたため。 これまで不登校傾向だった児童も、コロナ不安を理由に登校しないケースが増えたため。
	減少	<ul style="list-style-type: none"> 保護者とオンライン相談を行い、繋がりを保てたため。 オンライン授業を行い、学習支援を行ったため。

中学校	増加	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染を恐れて家でゲーム中心の生活になり、生活リズムが崩れる生徒が増えたため。 保護者の精神的不安定や、兄弟の不登校で、一緒に引きこもるケースが散見されたため。
	減少	<ul style="list-style-type: none"> 別室登校の日数を徐々に増やし、遅刻しながらも登校ができるようになってきたため。 チャレンジ学級へ体験通級し、穏やかに過ごせるようになった。表情もよくなってきたため。

3 主な不登校の要因（上位5項目） ※ カッコ内は割合

	小学校	中学校
1	無気力・不安（48%）	無気力・不安（59%）
2	親子の関係（18%）	生活リズムの乱れ・遊び・非行（13%）
3	生活リズムの乱れ・遊び・非行（14%）	親子の関係（7%）
4	授業が分からない（5%）	授業が分からない（4%）
5	友人関係の悪化（3%）	友人関係の悪化（4%）

4 不登校児童・生徒への今後の支援

(1) 不登校児童（小学生）への支援

- 小学生は、学校とのつながりを保つことが、不登校を長期化させないために不可欠であることから、引き続き、一人1台配布したタブレット端末を活用し、登校しぶりの状態の児童や長期欠席となっている児童も学校とつなげていく。

(2) 不登校生徒（中学生）への支援

- 中学校第1学年から新たに長期欠席となる生徒の割合が多いことから、不登校重点支援校と連携しながらICTを活用した効果的な支援や長期欠席の未然防止策について充実させる。
- チャレンジ学級・あすテップでは、授業のオンライン配信を充実させ、通級生が自宅からでも受講できるようにし、学習の機会を増やしていく。

5 NPOと連携した居場所を兼ねた学習支援（不登校支援）の状況

(1) 支援人数

	小5	小6	中1	中2	中3	計
中部地区	0	0	10	4	4	18
西部地区	2	2	3	3	9	19
東部地区	0	3	5	5	11	24
北部地区	0	1	2	3	0	6
合計	2	6	20	15	24	67

(2) 支援結果（中学3年生は進路等）

	支援結果	人数	内容等
中学3年生	高校進学	20名	チャレンジスクール、通信制学校等
	その他	4名	就職、家事手伝い、夜間中学進学、区外転出
小学5年生 ～ 中学2年生	居場所支援等が定着	28名	学校復帰、チャレンジ学級に通級又は居場所支援の継続
	継続通級困難	15名	教育相談、SSW等の個別支援

6 家庭学習支援事業の状況

令和3年度より、長期不登校児童等へのアウトリーチ支援として、スクールソーシャルワーカーや学校との連携のもと家庭への働きかけを行い、家庭への講師派遣による個別指導、ICTを活用した学習支援など多様な学習機会を提供している。この取り組みを通じ、基礎的な学力や学習意欲の向上を図る。

(1) 支援対象

長期欠席状態（欠席日数120日程度）にあり、外出が困難な児童等

(2) 支援人数 25人

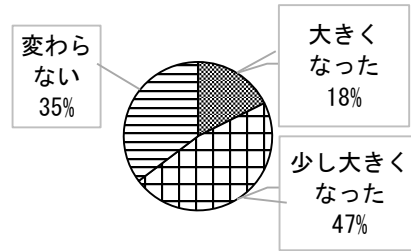
小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
0	1	0	5	6	9	21	1	2	1	4

(3) 支援結果

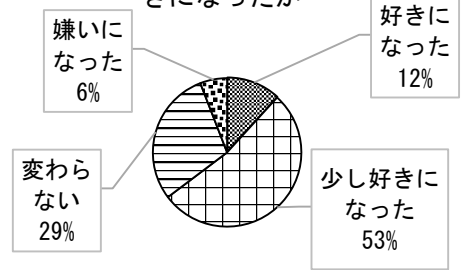
児童・生徒、保護者に対して委託事業者がアンケートを行った結果、本人からは、本事業の利用を通じて、学校・勉強への意識について肯定的な気持ちが大きくなった、との回答が半数を超えた。また、ほとんどの保護者からは肯定的な意見が寄せられた。

(4) 児童・生徒アンケート結果（有効回答数17人）

事業開始前と比較して学校へ行きたい気持ちは大きくなったか

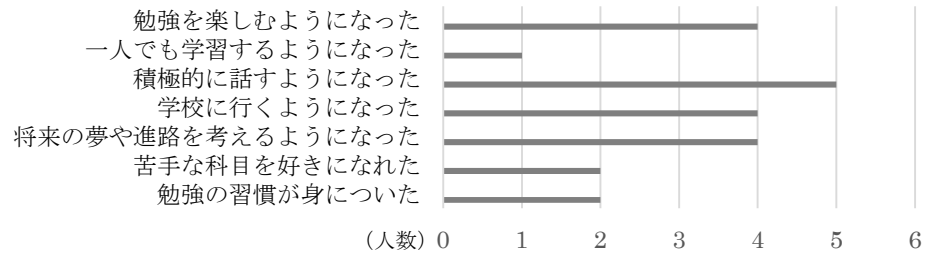


事業開始前と比較して勉強を好きになったか



(5) 保護者アンケート結果（有効回答数17人）

本事業による子どもの変化（複数回答可）



(6) 今後の方針

小学生は学校とのつながりを保つ支援を中心にしつつ、外出が困難でより手厚い支援が必要な児童に対しては、本事業による支援を行う。また、より多くの児童を対象とするため、新規利用の不登校児童を中心に令和4年度候補者を選定し、事業の利用について家庭への働きかけを行う。

7 令和4年度ICTを活用した支援

(1) 不登校支援におけるICT活用の促進のため、不登校オンライン支援のモデル校を指定し、モデル校で実施しているICTを活用した不登校支援の実践例・好事例を全校へ情報共有

モデル校：西伊興小学校、伊興小学校
東島根中学校、西新井中学校

(2) 登校のきっかけづくりとするための不登校支援における授業の録画、アーカイブについて検討

(3) 学校と家庭をつなぎ、不登校児童・生徒の対面相談への契機とするため、スクールカウンセラーによるオンライン相談を6月から順次開始

問題点
今後の方針

家庭への支援が必要なケースについては、他課と積極的に情報共有を行い、関係機関と連携した支援を行うよう学校に働きかける。

文教委員会報告資料

令和4年6月30日

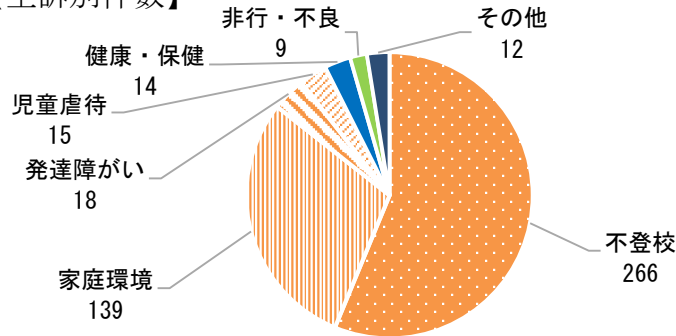
件名	令和3年度のスクールソーシャルワーカー（SSW）活動実績について																																																																											
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課																																																																											
内容	<p>全小・中学校を巡回するSSWの活動実績について報告する。</p> <p>1 令和3年度のSSWの主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内会議への参加等を通じた教職員・スクールカウンセラー・関係機関との情報及び支援計画の共有 家庭訪問を通じた、児童・生徒、保護者の状況確認や学校以外の居場所へのつなぎなどの直接支援 <p>【支援の対象となった児童・生徒数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">令和元年度 総件数</th> <th rowspan="2">令和2年度 総件数</th> <th colspan="3">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>単回 相談</th> <th>継続 支援</th> <th>総件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>202</td> <td>201</td> <td>77</td> <td>160</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>222</td> <td>243</td> <td>48</td> <td>188</td> <td>236</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>424</td> <td>444</td> <td>125</td> <td>348</td> <td>473</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 単回相談：1回の学校へのコンサルテーションで終了したもの</p> <p>2 令和4年度の実施内容及び定数の推移</p> <p>【令和4年度の実施内容（前年度との比較）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SSW定数</td> <td>15人</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>1SSW当たりの 平均担当校数</td> <td>小学校 4.6校 中学校 2.3校</td> <td>小学校 3.8校 中学校 1.9校</td> </tr> <tr> <td>定期訪問件数</td> <td>小学校 月1回 中学校 週1回</td> <td>小学校 月2回 中学校 週1回</td> </tr> <tr> <td>統括SSW活動 内容(西新井地区)</td> <td>担当校を持ちながら SSWを指導</td> <td>新規採用SSWを 重点的に指導</td> </tr> <tr> <td>福祉事務所との 連携</td> <td>地区担当員レベルの 連携</td> <td>連絡会を開催して 組織的に連携</td> </tr> </tbody> </table> <p>【SSW定数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SSW定数</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和4年度地区別SSW体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>統括SSW</th> <th>SSW</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西新井</td> <td>1人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>綾瀬</td> <td>1人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>竹の塚</td> <td>1人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度 総件数	令和2年度 総件数	令和3年度			単回 相談	継続 支援	総件数	小学校	202	201	77	160	237	中学校	222	243	48	188	236	合計	424	444	125	348	473		令和3年度	令和4年度	SSW定数	15人	18人	1SSW当たりの 平均担当校数	小学校 4.6校 中学校 2.3校	小学校 3.8校 中学校 1.9校	定期訪問件数	小学校 月1回 中学校 週1回	小学校 月2回 中学校 週1回	統括SSW活動 内容(西新井地区)	担当校を持ちながら SSWを指導	新規採用SSWを 重点的に指導	福祉事務所との 連携	地区担当員レベルの 連携	連絡会を開催して 組織的に連携	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	SSW定数	3	9	15	15	14	15	15	18	地区	統括SSW	SSW	西新井	1人	9人	綾瀬	1人	3人	竹の塚	1人	3人
					令和元年度 総件数	令和2年度 総件数	令和3年度																																																																					
		単回 相談	継続 支援	総件数																																																																								
	小学校	202	201	77	160	237																																																																						
	中学校	222	243	48	188	236																																																																						
	合計	424	444	125	348	473																																																																						
		令和3年度	令和4年度																																																																									
	SSW定数	15人	18人																																																																									
	1SSW当たりの 平均担当校数	小学校 4.6校 中学校 2.3校	小学校 3.8校 中学校 1.9校																																																																									
	定期訪問件数	小学校 月1回 中学校 週1回	小学校 月2回 中学校 週1回																																																																									
統括SSW活動 内容(西新井地区)	担当校を持ちながら SSWを指導	新規採用SSWを 重点的に指導																																																																										
福祉事務所との 連携	地区担当員レベルの 連携	連絡会を開催して 組織的に連携																																																																										
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																																				
SSW定数	3	9	15	15	14	15	15	18																																																																				
地区	統括SSW	SSW																																																																										
西新井	1人	9人																																																																										
綾瀬	1人	3人																																																																										
竹の塚	1人	3人																																																																										

3 令和3年度の訪問活動等

【訪問活動の回数】

学校	2,070
家庭	1,084
関係機関（病院、福祉事務所等）	231

【主訴別件数】



※ 家庭環境の例

- ・ 保護者の心身が不安定なことによる家庭の養育力の欠如

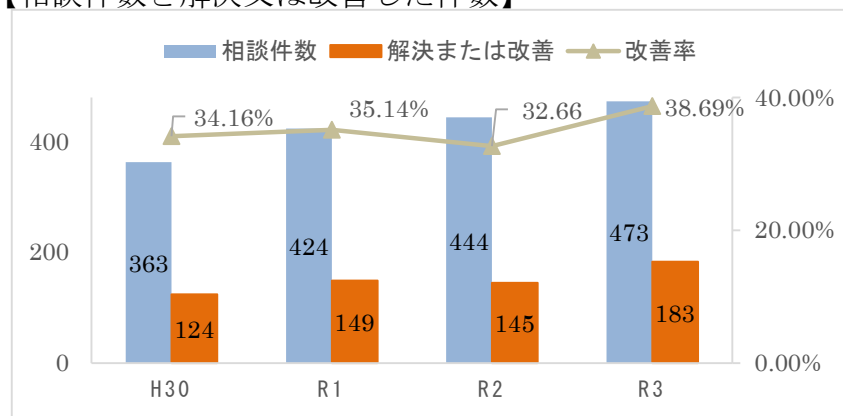
※ 不登校の例

- ・ 昼夜逆転による生活リズムの乱れ
- ・ 学力不足による意欲の低下

4 活動による成果

- ・ 児童・生徒関連機関や福祉事務所と連携を図った(115件)。
(例) 不登校児童・生徒宅へ、福祉事務所ケースワーカーとの同行訪問などを通じて、不登校児童・生徒の居場所へつなげることで、学習機会を確保した。
- ・ 保健所や医療機関等へつないだ(59件)。
(例) 治療中断していたアルコール依存の保護者への訪問を継続して関係性を築き、定期通院につなげた。断酒が継続されたことにより、養育環境が改善された。

【相談件数と解決又は改善した件数】



※ 解決とは、学校と協議した結果、主たる要因が解消された場合

※ 改善とは、複数の要因のうち、いくつかの要因が解消された場合や、主たる要因の解消に向けて進展した場合

問題点
今後の方針

学校のスクールソーシャルワークに対する理解を深めることと、SSWが各関係機関との協力体制を強化していくことにより、児童・生徒、保護者への支援を充実させる。

文教委員会報告資料

令和4年6月30日

件名	児童虐待対応の連携強化に関する警視庁との協定・覚書の締結について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内容	<p>児童虐待対応においては、関係機関が緊密に連携して情報を共有し、早期発見・早期対処していくことが必要であることから、警視庁生活安全部少年育成課及び区内4警察署と、以下のとおり協定・覚書を締結したので報告する。</p> <p>1 協定の概要</p> <p>(1) 名称 児童虐待対応の連携強化に関する協定 (2) 締結 足立区・警視庁生活安全部少年育成課 (3) 内容 情報共有、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援に向けた警察情報の活用等</p> <p>2 覚書の概要</p> <p>(1) 名称 児童虐待対応の連携強化に関する覚書 (2) 締結 足立区・区内4警察署 (3) 内容 情報共有、児童の安全確認時における連携、平素からの連携等</p> <p>3 協定・覚書締結日 令和4年4月26日</p> <p>4 協定・覚書締結の目的</p> <p>(1) 警視庁と児童相談所で行っている情報共有と同水準の情報共有 ア 危険性が高くなる可能性のある虐待情報 ・ 身体的虐待、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案 ・ 児童相談所が児童虐待に起因した一時保護又は施設入所等の措置を解除し、家庭復帰した事案等 イ 区内4警察署が児童虐待の疑いで調査した事案の共有 ・ 区内4警察署が児童虐待の疑いがあるとして調査した事案</p> <p>(2) 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援に向けた警察情報の活用 児童虐待が潜在する場合、その発見が困難となる家庭について、区が警察と情報共有することで、児童虐待の注意を要する家庭であるか総合的に判断し、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援につなげる。</p> <p>5 個人情報保護</p> <p>本協定に基づく個人情報の取扱いについては、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき情報の提供及び収集を行うものである。なお、本件については令和4年3月28日開催の足立区情報公開・個人情報保護審議会において報告済である。</p>
問題点 今後の方針	児童虐待対応について警察との連携強化を通じ、リスクの高い虐待事案に対し、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援につなげる。